

大和市教育委員会 12月定例会

日 時 平成 27 年 12 月 24 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 46 号) 大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止
する条例について (諮問)

日程第 2 (議案第 47 号) 平成 27 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

日程第 3 (報告第 6 号) 県費負担教職員の懲戒処分について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 46 号

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例
について（諮問）

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例の制定にかかる
大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 12 月 24 日提出

大和市教育委員会
教育長 柿 本 隆 夫

平成 27 年 12 月 日

大和市社会教育委員会議
議長 濱田 嘉昭 殿

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について（諮問）

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例について、貴会議の意見を求めます。

（廃止理由）

大和市立視聴覚ライブラリーの設置当初の目的である「学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興」は達成された状況にあると考えられることから、平成 28 年 11 月に予定されている大和市立図書館の大和駅東側第 4 地区公益施設への移転に伴い、同条例を廃止するものです。

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例（案）

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例（昭和53年大和市条例第30号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例

昭和53年12月22日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、視聴覚ライブラリーの設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚ライブラリーを設置する。

(名称及び位置)

第3条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大和市立視聴覚ライブラリー
- (2) 位置 大和市深見西一丁目2番17号

(事業)

第4条 大和市立視聴覚ライブラリーの事業は、次のとおりとする。

- (1) 視聴覚機材・教材の維持管理に関すること。
- (2) 学校、社会教育施設等に対する視聴覚機材・教材の貸出しに関すること。
- (3) 視聴覚機材・教材の利用に係る解説資料等の作成及び配布に関すること。
- (4) 視聴覚機材・教材の利用に係る研修及び指導に関すること。
- (5) 映写会、展示会等の開催に関すること。
- (6) 視聴覚教育に係る機関、団体等との連絡調整に関すること。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第41号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第18号）

この条例は、昭和58年8月1日から施行する。

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を廃止する条例の制定について

1. 背景

- ・昭和 53 年 12 月、「学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興」を図ることを目的とし、大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例を制定し、昭和 57 年 4 月より図書館内において業務を開始している。
- ・大和市立視聴覚ライブラリーでは、視聴覚教育支援や映画会開催のため、映像と音響に関する機材・教材の貸し出しと情報提供を行っている。
- ・しかしながら、近年のデジタル映像関連コンテンツ等の発展は目覚ましく、個人でも手軽に映像を活用できる社会状況となっている。
- ・また、市内の小中学校においてもタブレット端末、電子黒板等の最新の視聴覚的手段が教育に活用されるなど、独自の取り組みが行われていることもあり、小中学校による視聴覚ライブラリーの利用が無くなっている。
- ・このようなことから、大和市立視聴覚ライブラリー開設当初の設置目的は、達成された状況にあると考えられる。
- ・なお、現在の図書館については、平成 28 年 8 月末をもって閉館し、同年 11 月に大和駅東側第 4 地区公益施設へ移転する予定となっている。

2. 今後の方向性

- ・視聴覚ライブラリーで所蔵する視聴覚資料及び関連機器は新図書館へ所管換えし、一部業務は新図書館で継続する。

(1) 機能移転する業務

- ①視聴覚資料の館内視聴 (DVD、VHS、CD)
- ②視聴覚資料及び映写機器等の団体貸出し
(16ミリフィルム・映写機、DVD、VHS、プロジェクター、スクリーン等)
- ③各種映画会の開催 (月例映画会、親子映画会)

(2) 機能移転せずに廃止する業務

- ①16ミリ映写機操作技術認定講習会
- ②視聴覚設備の団体貸出し (スタジオ、ビデオ編集ブース、ホール)
- ③音響機器等の団体貸出し (PA装置、マイク等)

3. 条例施行日について

施行日は平成 28 年 9 月 1 日とします。

4. 県内他市の状況

県内他市の視聴覚ライブラリーの廃止状況は次のとおり。

- ・逗子市 (平成 17 年度 : 図書館の建て替えを機に廃止)
- ・海老名市 (平成 26 年度 : 図書館の大規模改修を機に廃止)
- ・横浜市 (平成 27 年度 : 利用者数の減少を理由に廃止を予定)

議案第 47 号

平成 27 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

平成 27 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

平成 27 年 12 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

報告第 6 号

県費負担教職員の懲戒処分について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 27 年 12 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫